

第28回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和元年9月27日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第56号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第57号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて |
| 日程第5 | 報第58号 | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取り消しについて |
| 日程第6 | 議第204号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第7 | 議第205号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第206号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第207号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第208号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第209号 | 相続税の納税猶予に関する適格化証明について |
| 日程第12 | 議第210号 | 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について |

○本日本会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤 善明、道上 修、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日本会議に欠席した委員

下田初秋、清水直喜、

○本日本会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、林政部長：細野達也、

畜産課長：倭一弘、農地主事：林義一、書記：木戸脇良昭、尾形博司

農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第28回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、13番下田委員、15番清水委員より欠席の報告がありました。</p> <p>本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦勞様でございます。</p> <p>先月の農業委員会で皆さんに、時季的に朝夕の気温の温度差も大きくなり、また農作業の疲労も蓄積しており体調には注意されるようお話しをした私でしたが、先日少し体調を崩してしまいました。</p> <p>皆さんも改めて体調管理に注意してください。</p> <p>後ほどの業務報告でもお話ししますが、先日就農体感ツアーがあり、今年は15歳の中学生が将来は農業を目指しているとの思いで参加をしていました。自分はその頃、将来のことなど全く考えていませんでしたので、強く感心したところです。</p> <p>本日もスムーズに進行できます様よろしく願います。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め進行いただきます。</p>

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 5番 山下委員と、7番 加藤委員を指名しますので
お願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第56号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。

事務局の説明をお願いします。

林農地主 今回は54法人のうち1法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、1件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第57号 農地法の規定に基づく許可
処分の取下げについてについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇 今回は、1件の報告です。

書 記	(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明) 以上 1 件の報告をいたします。
議 長	報告のとおり確認いたしました。 続きまして、日程第 5 報第 5 8 号 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて を議題とします。 事務局の説明を願います。
木 戸 脇 書 記	今回は、1 件の報告です。 (一部取消す許可の種類と時期、取消理由を説明) 以上 1 件の報告をいたします。
議 長	報告のとおり確認しました。 続きまして、日程第 6 議第 2 0 4 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明を願います。
木 戸 脇 書 記	本日は、2 件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明) 以上、2 件 田畑 2 筆で 計 2,636 m ² についてご審議をお願いいたします。
議 長	ただいまの件についてご意見ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、農地法第 3 条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第7 議第205号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、5件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、5件、田畑10筆で 計 1,296.1 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第206号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

本日は12件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

5番・9番の案件については、転用面積から別途高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上 12件、田畑 31筆、5,696.13 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第207号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇記 今回は1件の上程です。
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)
以上1件、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第208号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は1件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(各案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第11 議第209号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、1件の上程です。

(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思を確認したことを説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第12 議第210号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇
書 記

今回は、1件の上程です。
(贈与者が所有する全ての農地を、後継者へ一括贈与し特例農地として適格証明を求めるもので、農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思有を確認したことを説明)
以上1件、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、贈与税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第28回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

山下 義隆 委員

加藤 正雄 委員
